

鳥取県告示第189号

景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づき定めた鳥取県景観計画を変更し、平成23年4月1日から施行するので、法第9条第8項において準用する同条第6項の規定により告示する。

当該景観計画の図書は、鳥取県生活環境部景観まちづくり課並びに東部総合事務所、中部総合事務所及び西部総合事務所の生活環境局建築住宅課において公衆の縦覧に供する。

この計画の施行の際現に法第16条第1項又は第2項の規定による届出がなされている行為（以下「既届出行為」という。）及びこの計画の施行により新たに景観計画区域又は景観形成重点区域となった区域における行為（既届出行為を除く。）であって平成23年5月1日前に着手するものについては、なお従前の例による。

平成23年4月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治